

こどもスマイルムーブメントバナー及びアイコン利用規約

(趣旨)

第1条 東京都は、社会の様々な主体と連携し「子供の笑顔があふれる社会」、「安心して子供を産み育てられる社会」を目指し、官民一体となった「こどもスマイルムーブメント」を戦略的に展開している。この規約は、社会全体で子供を大切にする気運をより一層高めていくため作成した、こどもスマイルムーブメントの旗印となる「こどもスマイルムーブメントバナー及びアイコン」(以下「バナー等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日付10財管総第50号)の例による。

(利用目的)

第2条 バナー等を利用する者(以下「利用者」という。)は、こどもスマイルムーブメントの普及・浸透を図ることを目的として、バナー等を利用することができる。

(利用できる者)

第3条 利用者は、こどもスマイルムーブメントに参画している企業・団体とする。

(利用できない場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、バナー等は利用できないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 社会や都民の求める倫理観から乖離するおそれがあるとき。
- (3) 消費者保護の観点から適切な内容ではないとき。
- (4) 児童及び青少年保護の観点から適切な内容ではないとき。
- (5) 東京都(以下「都」という。)の信用又は品位を傷つけ、若しくはこどもスマイルムーブメントの推進に係る正しい理解の妨げになるなど、都の業務に支障又は不利益を及ぼすとき。
- (6) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用するとき。
- (7) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (8) 利用者が提供する物品やサービス等について、バナー等を掲載し、都により品質や安全性が保障されていると誤認させる表記を加えて利用するとき。
- (9) 有償頒布物へ利用をするとき。
- (10) バナー等の素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売するとき。
- (11) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。

- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (14) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (15) 第9条の利用上の遵守事項に定められた利用方法に従うものでないとき。
- (16) その他東京都知事（以下「知事」という。）が不適当と認めるとき。

（利用許諾の申請）

第5条 バナー等を利用しようとする者がバナー等の利用許諾を受けようとする場合は、知事に対し、オンラインによる申請を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

（利用許諾の手続）

第6条 知事は前条第1項の規定による利用許諾の申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第2条に定める利用目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うものとする。

なお、知事はバナー等の利用方法その他について、必要に応じて条件を付すことができる。

- 2 知事は、前項の規定による利用許諾を行った場合は電子メール等によりバナー等のデータを申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更）

第7条 利用許諾を受けた者が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、第5条第1項に規定する申請を行わなければならない。

（利用報告）

第8条 利用許諾を受けた者は、知事の求めに応じてバナー等の利用状況について報告しなければならない。

（利用上の遵守事項）

第9条 利用許諾を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この規約を遵守すること。
- (2) 第1条に規定する趣旨及び第2項に規定する利用目的に留意し、その趣旨及び利用目

的を損なわないよう十分に注意すること。

- (3) バナー等の利用に当たっては、利用許諾を受けた内容に限ること。
- (4) バナー等は、都から提供された形状、色彩等に従って正しく利用するものとし、その一部のみの利用、変形、他の図形や文字と重ねて利用しないこと。
- (5) 利用許諾を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (6) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、バナー等を付した製作物（以下「製作物」という。）には製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (7) 第三者に、製作物の製造等を委託する場合は、当該第三者が本利用規約及び利用許諾の内容を遵守するよう、必要な指示を行うこと。
- (8) 知事が行うバナー等の利用状況等の調査その他の照会に応じること。
- (9) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(利用の停止)

第10条 知事は、バナー等の利用が本利用規約及び利用許諾の内容に違反していると認められるときは、是正の指示又は当該利用の停止及び当該利用に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定により利用の停止を命ぜられた者は、当該利用に係る物件を利用してはならない。
- 3 第1項の規定により当該利用に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該利用に係る物件を回収しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による停止や回収等により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用許諾を受けずにバナー等を利用した場合の利用停止)

第11条 知事は、本利用規約に基づき必要な利用許諾を受けずにバナー等を利用した者について、直ちにその利用の停止を請求する。

(使用料)

第12条 バナー等の著作権使用料は、無償とする。

(非保証・免責事項)

第13条 都は、本利用規約により利用許諾を行った製作物について、その品質等の保証責任を負わない。

- 2 都は、利用許諾を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、利用許諾を受けた者が利用許諾の内容に基づく使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するも

のではない。

(事故、苦情等の処理)

第14条 バナー等を利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、または製作物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、利用者は、これに対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、都は一切の責任を負わない。

2 利用者が都に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(バナー等に係る権利)

第15条 バナー等に関する一切の権利は、都に帰属する。利用者は、バナー等並びにバナー等を含む商標及び模様等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別途子供政策連携室長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和5年8月9日から施行する。